

文教厚生常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。
平成29年9月11日（月）午前9時56分
- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。
委員長 下深迫孝二君 副委員長 徳田修和君
委員 中村満雄君 委員 宮本明彦君
委員 中村正人君 委員 松元深君
委員 前川原正人君
- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。
なし
- 4 傍聴議員の出席は次のとおりである。
なし
- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。本委員会の書記は次のとおりである。
保健福祉部長 越口哲也君 保健福祉政策課長 田上哲夫君
長寿・障害福祉課長 池田宏幸君 保健福祉政策課主幹 種子島進矢君
長寿・障害福祉課主幹 久木田勇君 介護保険グループ主査 石塚照久君
- 6 本委員会の書記は次のとおりである。
書記 郡山愛君
- 7 本委員会の付託案件及び調査事項は次のとおりである。
議案第54号 霧島市手数料条例の一部改正について
所管事務調査 霧島市立国分地区南部学校給食センターの視察
- 9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開議 午前9時56分」

○委員長（下深迫孝二君）

ただいまから、文教厚生常任委員会を開会します。本日は、去る9月5日に本委員会に付託されました議案1件の審査と、所管事務調査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました会次第に基づき進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。早速、審査に入ります。

△議案第54号 霧島市手数料条例の一部改正について

○委員長（下深迫孝二君）

まず、議案第54号、霧島市手数料条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（越口哲也君）

議案第54号、霧島市手数料条例の一部改正について、御説明申し上げます。介護保険法第

115条の45第1項に規定する、介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業者の新規指定申請、指定更新申請の審査に係る手数料を徴収するため、本条例の所要の改正をするものでございます。詳細につきましては、長寿・障害福祉課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

議案第54号、霧島市手数料条例の一部改正について、御説明申し上げます。まず、改正理由についてですが、介護保険法の一部を改正する法律により、介護予防・日常生活支援総合事業制度が創設されたことに伴い、本市においても、本年4月からサービスの提供を始めております。総合事業によるサービスを提供する事業者の指定・更新は、市の権限とされておりますので、事業者から必要書類が市に提出された場合、審査を行い、指定、更新の事務を行う必要があります。今回の改正により、審査に係る手数料を徴収しようとするものです。今回、改正するのは、霧島市手数料条例、別表第1の第59項でございます。これまで、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者の新規指定申請、指定更新申請に関する手数料を規定しておりましたが、今回、介護予防・日常生活支援総合事業者の新規指定申請、指定更新申請の手数料の規定を追加するものです。なお、平成27年3月31日以前に、都道府県から指定を受けている介護予防訪問介護事業者及び介護予防通所介護事業者は、総合事業のみなし指定事業者となっており、平成30年3月31日で指定期間が終了することから、平成29年度中には指定更新申請の手続きをする必要があります。次に、施行期日でございますけれども、徴収すべき時期についての明確な定めはないことから、公布の日からということで、規定をさせていただきたいと思っております。また、別途提案いたしております、平成29年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第1号）に、本件関係分として歳入、歳出にそれぞれ8,000円を計上いたしております。以上で、議案第54号、霧島市手数料条例の一部改正について、説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

今回、新規と更新によりまして、介護予防と日常生活支援総合事業者のほうから手数料を頂くということになるわけですが、そのことは、今回の介護保険特別会計補正予算（第1号）でも8,000円計上されているわけですが、大体、何件ぐらいを想定していらっしゃるのでしょうか。霧島市の場合は、早目にやったというのも一つあるんでしょうけれど、大体、想定数をどれくらい見込んでいらっしゃるのか、お聴きしておきます。

○長寿・障害福祉課主幹（久木田勇君）

8,000円ということで、頭出しで2事業者分、新規で計上しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

初めてのことで、幾らぐらいという見込みというのは、全然みてはいないのですか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

御承知のとおり、私も、総合事業を4月から始めたわけですが、みなし指定の間で、総合事業のほうは、もうやらないとかいう御判断もあろうかと思っておりますので、みなし指定を受けている事業者を全て見込み計上するというわけにはまいりませんので、今回は、新規の分を2件、想定させていただいているところでございます。

○委員（前川原正人君）

それともう一点は、事業者が手数料を支払うことになるわけですが、今度は総合事業としてサービスを提供するわけですが、事業者の負担だけが重くなるという懸念はないんですか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

今回、条例改正をさせていただきますけれども、それ以前にも、平成18年に地域密着型の事業制度ができた時から、指定・更新については全て、市の審査事務がございまして、当然、手数料を頂かないといけないということで、それ以前の鹿児島県が指定する事業者の例に則って、手数料を頂いているということでございまして、今回、その分について加えますけれども、ほぼ今までやっていた事業所が合わせて指定を受けられるということでございまして、その部分に不公平は生じないと考えております。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、従前の二次予防事業であります、元気アップ高齢者通所介護予防事業利用者。この分については、平成29年4月以前の有効期限のみ暫定的に事業対象とするという、一つの流れがあると思うんですが、有効期限までの扱いはどういうふうになるのですか。やはり、そこでまた、新規になったり、この手続上の流れというのがあると思うんですが、その辺については、どのような流れとなるわけですか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

今のお話は、事業者からの視点ではなくて、利用者からの視点になろうか思いますけれども、利用されている方はそれぞれごとに、ほとんど月末ごとなんですけれども、暫定の期限がまいりますので、その期限が来るたびに、認定の申請をしていただく、あるいは、チェックリストを出していただくというような形で、新しい事業のほうに移行していただくということになってまいります。

○委員（前川原正人君）

確認でお聴きしますけれども、訪問型のサービスAについては、シルバー人材センターが委託先と。通所サービスCについては、いきいき国分交流センターというふうになるんですけれども、これもやはり該当になるということで理解してよろしいですか。それは、事業者が中に入るといことになるとは思いますが、その辺についての該当というのは、どのような形になるのかですね。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

今のお話は、今回、総合事業でABCという形ができておりまして、先ほどCと言われたのは、短期集中型というものでございまして、こちらについては、市が直営で委託して実施しているのが、いきいき国分交流センターで行う事業ということでございまして。今回、この対象になりますのはA型の部分でございまして、そちらの新規と更新についてお願いするということで、いわゆる家事援助の部分はシルバー人材センターにさせていただいておりますけれども、身体程度が軽くても身体介護が必要であるという方については、当然、従前の事業者が行っておりますので、そういう事業所の分になってまいります。

○委員（宮本明彦君）

今年度、2事業者が申請されるだろうと。今まで何事業者あったと。その方々は、今のお話だと、既に申請の手数料はもらっておられるということですが、最初のこれを見たら、県に払

っていたのかなというようなイメージも受けましたけれど、その辺を。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

今の御質問ですけれども、みなし指定というのは、今まで介護予防の訪問事業、介護予防の通所事業をしていた事業所が、今、受けている指定の中で、指定を受けなくてもサービス提供ができるという期間でございまして、そういう事業所は、現在、市内で81事業所がサービス提供を行っておりますので、そういう中に含まれているというところでございます。

○委員（宮本明彦君）

ということは、先ほどのお話でも、だいたい3年間ぐらい有効なのかなという感じで受け止めたんですけれども、指定・更新は、何年おきにやるのかということですね。

○長寿・障害福祉課主幹（久木田 勇君）

指定期間につきましては、最長6年間となっております。

○委員（宮本明彦君）

ということは、申請時に、何年間事業をやりますよということで、年度を決めていただいて、6年の間で決めていただくというようなシステムと考えてよろしいですか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

基本的には、事業者側としては、期限を設けずに指定を受けられますので、6年たって事業を継続される場合は、更新申請ということになります。今回のみなし指定につきましては、霧島市は総合事業を平成29年度から始めましたけれども、国の総合事業の考え方は、今の介護保険事業計画が始まった平成27年度からの移行を想定しておりますので、総合事業を国として始める前に指定を受けていたところは、今度の期が終わるまではみなし指定ですよというような取扱いでございます。

○委員（前川原正人君）

先ほどの議論の中で、みなしが81事業所ということですが、今まで、事業所が撤退したりというのも当然あり得たわけですね。そういう場合の取扱いについてはどうなるんですか。それは利用者にとっては、サービスを受けることができないというのが発生するんですけれど、その辺についてはどうなんでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

ほかのサービスでも同様でございまして、事業を廃止あるいは休止される前に、市に協議に来ていただきまして、利用者に不便がないように名簿等や引継先などを全て調整した上で休止又は廃止していただくということで、従来から致しているところでございますので、利用者の方には、馴染みの事業者ではございませんけれども、サービスは継続されるということになります。

○委員（前川原正人君）

そこはちゃんと担保されるでしょうけれど、事業所が変わるわけですので、今度はこの指定でいくと更新になる可能性もあるわけですね。更新になったり新規になったりという、そういうのはないんですか。この手数料の部分でいけば、その分も引継いでいくという理解でいいんですかということです。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

今回のこの手数料は、事業所が事業を提供するための免許を与えるようなものですので、利用者からは一切お金は頂かないということをごさいますて、事業者側からだけの徴収になりますので、サービス事業者が変わっても、利用者の方には全く負担を求めることはごさいますせん。

○委員（前川原正人君）

今おっしゃったように利用者には何ら影響はないわけですよ。サービスを提供するわけですから。ただ事業者が、撤退したり休止したときに、もう一回更新というか、その人が新たにまた入らないといけないわけですよ。サービスを受けようと思ったら。その場合の取扱いはどうなるんですかということですよ。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

廃止の場合、一旦、廃止されますと介護保険事業所としての事業者番号を新しく取り直すことになりますので、再度申請ということになります。

○委員（松元 深君）

総合事業みなし事業の、平成29年度の指定・更新の分の予算は、もう当初で取ってあるということでもいいんでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

先ほど御説明いたしましたけれども、今回は2件ということで計上いたしておりますて、更新・申請につきまして、みなし申請の分は何件くるかというのが見込めませんでしたので、今のところ予算計上してありません。これについては、それ以外の指定事業者の分につきまして、審査手数料でございますので、申請があった件数分について徴収して、決算の段階で事務費に財源充当させていただいているところでございます。

○委員（松元 深君）

今回は、介護予防と日常生活支援総合事業なんですて、これは、今回は新規だけで、また、ほかの事業から更新されるときはまた、来年どうかなということの理解でよろしいんでしょうか。

○長寿・障害福祉課主幹（久木田 勇君）

今回の補正予算に計上しているのは、頭出しで、新規を2事業所でございます。来年3月31日までにみなし指定を受けている事業所につきましては、市に更新の申請を出していただかないといけないので、その分についての予算計上というのは、当初それから今回の補正では計上していないところでございます。

○委員（中村満雄君）

改正は行政の立場からの提案であることは分かるんですけど、これが、事業者の立場から見た場合に、今まで払っていなかったものを取られるとか、取りやすいところから取るんじゃないかとか、そのようなことになることは想定しますか、そういうことにはならない、いかがでしょう。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

先ほど申しあげましたとおり、今回のこの手数料は、審査手数料でございますので、あくまで申請を受けてその書類を審査する職員の事務費、人件費ということでごさいますから、当然ながらそこには人件費も発生いたしますし、それから相応の事務費も発生いたしますので、そ

れに相応する分を徴収するというのは、一般の市民の方から見ても、公平性を担保できているんじゃないかと。鹿児島県も同様に徴収いたしておりますので、その部分については、正当な負担であるというふうに考えているところでございます。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、議案第54号の説明に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前10時15分」

「再 開 午前10時17分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより、自由討議に入ります。

△議案第54号 霧島市手数料条例の一部改正について

○委員長（下深迫孝二君）

まず、議案第54号、霧島市手数料条例の一部改正について、何か御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ、これより議案処理に入ります。

△議案第54号 霧島市手数料条例の一部改正について

○委員長（下深迫孝二君）

議案第54号、霧島市手数料条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第54号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第54号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（下深迫孝二君）

ここで、議案第54号の委員長報告に、何か付け加える点はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ、お諮りします。委員長報告については、委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのように致します。以上で、議案第54号についての審査を終わります。

△閉会中の所管事務調査について

○委員長（下深迫孝二君）

次に閉会中の所管事務調査についてですが、いかが取り計らいましょうか。閉会中の所管事務調査は、今回はしないということによろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

分かりました。この件は、以上で終わります。

△所管事務調査について

○委員長（下深迫孝二君）

次に、所管事務調査を行います。本日は、霧島市立国分地区南部学校給食センターの視察を行います。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前10時19分」

「再 開 午前11時31分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま、霧島市立国分地区南部学校給食センターの視察が終わりましたが、所管事務調査の委員長報告としては、いかが取り計らいましょうか。委員長報告はなしということによろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのように致します。以上で、所管事務調査について終わります。次に、その他として何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、本日の日程は全て終了しました。したがって、文教厚生常任委員会を閉会します。

「閉 会 午前11時33分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

下深迫 孝二